

業務委託契約約款(成果物の製造)【旧】	業務委託契約約款(役務の提供を受けるもの)【旧】	業務委託契約約款【新】
(総則)	(総則)	(総則)
第1条 発注者及び受注者は、日本国の法令を遵守して、この契約(契約書、この約款及び仕様書等(仕様書、別冊の図面及び質問回答書をいう。以下同じ。))に規定された事項を内容とする契約をいう。以下同じ。)を誠実に履行しなければならない。	第1条 発注者及び受注者は、日本国の法令を遵守して、この契約(契約書、この約款及び仕様書等(仕様書、別冊の図面及び質問回答書をいう。以下同じ。))に規定された事項を内容とする契約をいう。以下同じ。)を誠実に履行しなければならない。	第1条 発注者及び受注者は、日本国の法令を遵守して、この契約(契約書、この約款及び仕様書等(仕様書、別冊の図面及び質問回答書をいう。以下同じ。))に規定された事項を内容とする契約をいう。以下同じ。)を誠実に履行しなければならない。
2 受注者は、契約書に掲げる業務(以下「委託業務」という。)を契約書に定める履行期間(以下「履行期間」という。)内に完了して、 <b>成果物を発注者に引き渡し</b> 、発注者は、その委託料を受注者に支払うものとする。	2 受注者は、契約書に掲げる業務(以下「委託業務」という。)を契約書に定める履行期間(以下「履行期間」という。)内に完了して、発注者は、その委託料を受注者に支払うものとする。	2 受注者は、契約書に掲げる業務(以下「委託業務」という。)を契約書に定める履行期間(以下「履行期間」という。)内に完了し、 <b>契約の目的物(以下「成果物」という。)</b> がある場合は、 <b>当該成果物を発注者に引き渡すもの</b> とし、発注者は、その委託料を受注者に支払うものとする。
(契約の履行に際して用いる言語等)	(契約の履行に際して用いる言語等)	(契約の履行に際して用いる言語等)
第2条 この契約の履行に際して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。	第2条 この契約の履行に際して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。	第2条 この契約の履行に際して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
2 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。	2 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。	2 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
3 この契約の履行に際して発注者と受注者との間で用いる計量の単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるところによるものとする。	3 この契約の履行に際して発注者と受注者との間で用いる計量の単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるところによるものとする。	3 この契約の履行に際して発注者と受注者との間で用いる計量の単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるところによるものとする。
4 この契約における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。	4 この契約における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。	4 この契約における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
5 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。	5 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。	5 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
(書面主義)	(書面主義)	(書面主義)
第3条 この約款の規定に基づく指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(次項において「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	第3条 この約款の規定に基づく指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(次項において「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	第3条 この約款の規定に基づく指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(次項において「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
2 前項ただし書に規定する場合には、発注者又は受注者は、当該口頭で行った指示等を書面に記載して、当該指示等をした日から7日以内に、これを相手方に交付するものとする。	2 前項ただし書に規定する場合には、発注者又は受注者は、当該口頭で行った指示等を書面に記載して、当該指示等をした日から7日以内に、これを相手方に交付するものとする。	2 前項ただし書に規定する場合には、発注者又は受注者は、当該口頭で行った指示等を書面に記載して、当該指示等をした日から7日以内に、これを相手方に交付するものとする。
3 発注者及び受注者は、この約款の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記載しなければならない。	3 発注者及び受注者は、この約款の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記載しなければならない。	3 発注者及び受注者は、この約款の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記載しなければならない。
(業務実施計画書の提出)	(業務実施計画書の提出)	(業務実施計画書の提出)
第4条 受注者は、この契約を締結した日から14日を経過する日(発注者が別に定めた場合にあっては、当該期限)までに、仕様書等に基づいて業務実施計画書を作成し、これを発注者に提出して、その承認を得なければならない。ただし、発注者が当該提出を要しない旨の通知をしたときは、この限りでない。	第4条 受注者は、この契約を締結した日から14日を経過する日(発注者が別に定めた場合にあっては、当該期限)までに、仕様書等に基づいて業務実施計画書を作成し、これを発注者に提出して、その承認を得なければならない。ただし、発注者が当該提出を要しない旨の通知をしたときは、この限りでない。	第4条 受注者は、この契約を締結した日から14日を経過する日(発注者が別に定めた場合にあっては、当該期限)までに、仕様書等に基づいて業務実施計画書を作成し、これを発注者に提出して、その承認を得なければならない。ただし、発注者が当該提出を要しない旨の通知をしたときは、この限りでない。
2 発注者は、前項本文の規定により業務実施計画書の提出があった場合において、必要があると認めるときは、これを受理した日から7日以内に、受注者に対して、その修正を求めることができる。	2 発注者は、前項本文の規定により業務実施計画書の提出があった場合において、必要があると認めるときは、これを受理した日から7日以内に、受注者に対して、その修正を求めることができる。	2 発注者は、前項本文の規定により業務実施計画書の提出があった場合において、必要があると認めるときは、これを受理した日から7日以内に、受注者に対して、その修正を求めることができる。
3 第1項本文の規定により提出のあった業務実施計画書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。	3 第1項本文の規定により提出のあった業務実施計画書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。	3 第1項本文の規定により提出のあった業務実施計画書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。
4 前3項の規定は、変更契約を締結したときについて準用する。	4 前3項の規定は、変更契約を締結したときについて準用する。	4 前3項の規定は、変更契約を締結したときについて準用する。
(権利の譲渡等の禁止)	(権利の譲渡等の禁止)	(権利の譲渡等の禁止)
第5条 受注者は、この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。	第5条 受注者は、この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。	第5条 受注者は、この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
(再委託の禁止)	(再委託の禁止)	(再委託の禁止)
第6条 受注者は、委託業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。	第6条 受注者は、委託業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。	第6条 受注者は、委託業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
(特許権等の使用)	(特許権等の使用)	(特許権等の使用)
第7条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令の規定により保護される第三者の権利(以下この条において「特許権等」という。)を用いて委託業務を実施するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者が委託業務の実施方法を指定した場合において、当該実施方法が特許権等の対象である旨の記載が仕様書等になく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。	第7条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令の規定により保護される第三者の権利(以下この条において「特許権等」という。)を用いて委託業務を実施するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者が委託業務の実施方法を指定した場合において、当該実施方法が特許権等の対象である旨の記載が仕様書等になく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。	第7条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令の規定により保護される第三者の権利(以下この条において「特許権等」という。)を用いて委託業務を実施するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者が委託業務の実施方法を指定した場合において、当該実施方法が特許権等の対象である旨の記載が仕様書等になく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。
(受注者の責任等)	(受注者の責任等)	(受注者の責任等)
第8条 受注者は、この約款若しくは仕様書等に別段の定めがある場合又は発注者と受注者との協議による定めがある場合を除き、委託業務を完了させるために必要な一切の手段を、その責任において定めるものとする。	第8条 受注者は、この約款若しくは仕様書等に別段の定めがある場合又は発注者と受注者との協議による定めがある場合を除き、委託業務を完了させるために必要な一切の手段を、その責任において定めるものとする。	第8条 受注者は、この約款若しくは仕様書等に別段の定めがある場合又は発注者と受注者との協議による定めがある場合を除き、委託業務を完了させるために必要な一切の手段を、その責任において定めるものとする。
2 受注者は、委託業務を実施するに当たっては、当該委託業務に従事する者に係る労働に関係する法令上のすべての責任を負うものとする。	2 受注者は、委託業務を実施するに当たっては、当該委託業務に従事する者に係る労働に関係する法令上のすべての責任を負うものとする。	2 受注者は、委託業務を実施するに当たっては、当該委託業務に従事する者に係る労働に関係する法令上の <b>全て</b> の責任を負うものとする。
3 受注者は、委託業務の実施に際してその使用人がした業務上の行為に係る一切の責任を負う。	3 受注者は、委託業務の実施に際してその使用人がした業務上の行為に係る一切の責任を負う。	3 受注者は、委託業務の実施に際してその使用人がした業務上の行為に係る一切の責任を負う。
4 受注者は、法令の規定により資格を有する者が行わなければならない業務がある場合は、当該業務に従事させるその使用人の氏名及び当該資格に係る事項を発注者に通知して、その承諾を受けなければならない。当該使用人を変更したときも、同様とする。	4 受注者は、法令の規定により資格を有する者が行わなければならない業務がある場合は、当該業務に従事させるその使用人の氏名及び当該資格に係る事項を発注者に通知して、その承諾を受けなければならない。当該使用人を変更したときも、同様とする。	4 受注者は、法令の規定により資格を有する者が行わなければならない業務がある場合は、当該業務に従事させるその使用人の氏名及び当該資格に係る事項を発注者に通知して、その承諾を <b>得</b> なければならない。当該使用人を変更したときも、同様とする。
5 受注者は、前項の使用人以外の人について、発注者の請求があったときは、その者の氏名を発注者に通知しなければならない。	5 受注者は、前項の使用人以外の人について、発注者の請求があったときは、その者の氏名を発注者に通知しなければならない。	5 受注者は、前項の使用人以外の人について、発注者の請求があったときは、その者の氏名を発注者に通知しなければならない。
(経費の負担)	(経費の負担)	(経費の負担)

業務委託契約約款(成果物の製造)【旧】	業務委託契約約款(役務の提供を受けるもの)【旧】	業務委託契約約款【新】
第9条 この契約の履行に要する経費は、仕様書等に別段の定めがある場合を除き、すべて受注者の負担とする。 (担当職員)	第9条 この契約の履行に要する経費は、仕様書等に別段の定めがある場合を除き、すべて受注者の負担とする。 (担当職員)	第9条 この契約の履行に要する経費は、仕様書等に別段の定めがある場合を除き、 <b>全て</b> 受注者の負担とする。 (担当職員)
第10条 発注者は、委託業務を担当する職員(以下「担当職員」という。)を置いたときは、速やかに、その氏名を受注者に通知しなければならない。担当職員を変更したときも、同様とする。	第10条 発注者は、委託業務を担当する職員(以下「担当職員」という。)を置いたときは、速やかに、その氏名を受注者に通知しなければならない。担当職員を変更したときも、同様とする。	第10条 発注者は、委託業務を担当する職員(以下「担当職員」という。)を置いたときは、速やかに、その氏名を受注者に通知しなければならない。担当職員を変更したときも、同様とする。
2 担当職員は、この約款の規定により発注者の権限とされた事項のうち発注者が必要と認めて委任したもののほか、仕様書等の定めるところにより、次に掲げる事項を行う権限を有する。	2 担当職員は、この約款の規定により発注者の権限とされた事項のうち発注者が必要と認めて委任したもののほか、仕様書等の定めるところにより、次に掲げる事項を行う権限を有する。	2 担当職員は、この約款の規定により発注者の権限とされた事項のうち発注者が必要と認めて委任したもののほか、仕様書等の定めるところにより、次に掲げる事項を行う権限を有する。
(1) 委託業務に係る受注者(受注者が第11条第1項の規定により委託業務実施責任者を発注者に通知した場合には、その者。第3号において同じ。)に対する指示	(1) 委託業務に係る受注者(受注者が第11条第1項の規定により委託業務実施責任者を発注者に通知した場合には、その者。第3号において同じ。)に対する指示	(1) 委託業務に係る受注者(受注者が <b>次</b> 条第1項の規定により委託業務実施責任者を発注者に通知した場合には、その者。第3号において同じ。)に対する指示
(2) この約款の規定及び仕様書等の内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する回答	(2) この約款の規定及び仕様書等の内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する回答	(2) この約款の規定及び仕様書等の内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する回答
(3) この契約の履行に関する受注者との協議	(3) この契約の履行に関する受注者との協議	(3) この契約の履行に関する受注者との協議
(4) 委託業務の進捗の確認、仕様書等の内容と委託業務の実施内容との照合その他契約の履行状況の監督 (委託業務実施責任者)	(4) 委託業務の進捗の確認、仕様書等の内容と委託業務の実施内容との照合その他契約の履行状況の監督 (委託業務実施責任者)	(4) 委託業務の進捗の確認、仕様書等の内容と委託業務の実施内容との照合その他契約の履行状況の監督 (委託業務実施責任者)
第11条 受注者は、委託業務の実施の管理として次に掲げる事項を行う者(以下「委託業務実施責任者」という。)を定めたときは、遅滞なく、その者の氏名その他発注者が必要と認める事項を発注者に通知しなければならない。委託業務実施責任者を変更したときも、同様とする。	第11条 受注者は、委託業務の実施の管理として次に掲げる事項を行う者(以下「委託業務実施責任者」という。)を定めたときは、遅滞なく、その者の氏名その他発注者が必要と認める事項を発注者に通知しなければならない。委託業務実施責任者を変更したときも、同様とする。	第11条 受注者は、委託業務の実施の管理として次に掲げる事項を行う者(以下「委託業務実施責任者」という。)を定めたときは、遅滞なく、その者の氏名その他発注者が必要と認める事項を発注者に通知しなければならない。委託業務実施責任者を変更したときも、同様とする。
(1) 受注者の使用人及び第6条ただし書の規定により委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせた場合における当該使用人又は当該受託し、若しくは請け負った者に対する指揮監督	(1) 受注者の使用人及び第6条ただし書の規定により委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせた場合における当該使用人又は当該受託し、若しくは請け負った者に対する指揮監督	(1) 受注者の使用人及び第6条ただし書の規定により委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせた場合における当該使用人又は当該受託し、若しくは請け負った者に対する指揮監督
(2) 仕様書等に定めのない事項の実施に係る承諾	(2) 仕様書等に定めのない事項の実施に係る承諾	(2) 仕様書等に定めのない事項の実施に係る承諾
(3) その他契約の履行のために必要な事項	(3) その他契約の履行のために必要な事項	(3) その他契約の履行のために必要な事項
2 発注者は、前項の規定による通知があったときは、委託業務の実施に関する指示、通知その他の行為は、受注者又は受注者の選任した委託業務実施責任者に対して行うものとする。	2 発注者は、前項の規定による通知があったときは、委託業務の実施に関する指示、通知その他の行為は、受注者又は受注者の選任した委託業務実施責任者に対して行うものとする。	2 発注者は、前項の規定による通知があったときは、委託業務の実施に関する指示、通知その他の行為は、受注者又は受注者の選任した委託業務実施責任者に対して行うものとする。
(措置の請求)	(措置の請求)	(措置の請求)
第12条 発注者は、委託業務実施責任者又は受注者の使用人若しくは第6条ただし書の規定により委託業務を受託し、若しくは請け負った者が、当該委託業務の実施につき著しく不適当と認めるときは、受注者に対し、その理由を明らかにして、必要な措置をとるべきことを請求することができる。	第12条 発注者は、委託業務実施責任者又は受注者の使用人若しくは第6条ただし書の規定により委託業務を受託し、若しくは請け負った者が、当該委託業務の実施につき著しく不適当と認めるときは、受注者に対し、その理由を明らかにして、必要な措置をとるべきことを請求することができる。	第12条 発注者は、委託業務実施責任者又は受注者の使用人若しくは第6条ただし書の規定により委託業務を受託し、若しくは請け負った者が、当該委託業務の実施につき著しく不適当と認めるときは、受注者に対し、その理由を明らかにして、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求を受けた日から10日以内に、当該請求を受けてとる措置を発注者に通知しなければならない。	2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求を受けた日から10日以内に、当該請求を受けてとる措置を発注者に通知しなければならない。	2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求を受けた日から10日以内に、当該請求を受けてとる措置を発注者に通知しなければならない。
3 受注者は、担当職員がその職務の執行につき著しく不適当と認めるときは、発注者に対し、その理由を明らかにして、必要な措置をとるべきことを請求することができる。	3 受注者は、担当職員がその職務の執行につき著しく不適当と認めるときは、発注者に対し、その理由を明らかにして、必要な措置をとるべきことを請求することができる。	3 受注者は、担当職員がその職務の執行につき著しく不適当と認めるときは、発注者に対し、その理由を明らかにして、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
4 第2項の規定は、前項の規定による請求があった場合について準用する。 (実施状況の調査及び報告)	4 第2項の規定は、前項の規定による請求があった場合について準用する。 (実施状況の調査及び報告)	4 第2項の規定は、前項の規定による請求があった場合について準用する。 (実施状況の調査及び報告)
第13条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対し、委託業務に関する資料若しくは委託業務の実施状況その他の事項に係る報告書を提出させ、又は受注者の委託業務の実施状況を調査することができる。	第13条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対し、委託業務に関する資料若しくは委託業務の実施状況その他の事項に係る報告書を提出させ、又は受注者の委託業務の実施状況を調査することができる。	第13条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対し、委託業務に関する資料若しくは委託業務の実施状況その他の事項に係る報告書を提出させ、又は受注者の委託業務の実施状況を調査することができる。
2 発注者は、前項の規定による資料等の提出又は調査の結果、必要があると認めるときは、受注者に対し、必要な措置をとるべきことを求めることができる。	2 発注者は、前項の規定による資料等の提出又は調査の結果、必要があると認めるときは、受注者に対し、必要な措置をとるべきことを求めることができる。	2 発注者は、前項の規定による資料等の提出又は調査の結果、必要があると認めるときは、受注者に対し、必要な措置をとるべきことを求めることができる。
3 受注者は、業務実施計画書に従った委託業務の履行ができないことが明らかになったときは、直ちに、発注者に対し、その理由を付して、書面により報告しなければならない。	3 受注者は、業務実施計画書に従った委託業務の履行ができないことが明らかになったときは、直ちに、発注者に対し、その理由を付して、書面により報告しなければならない。	3 受注者は、業務実施計画書に従った委託業務の履行ができないことが明らかになったときは、直ちに、発注者に対し、その理由を付して、書面により報告しなければならない。
(秘密の保持等)	(秘密の保持等)	(秘密の保持等)
第14条 受注者は、契約の履行に際して知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。	第14条 受注者は、契約の履行に際して知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。	第14条 受注者は、契約の履行に際して知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
2 受注者は、委託業務の実施に際して取得した仕様書等、資料その他のものを、複写し、若しくは複製し、又は第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。	2 受注者は、委託業務の実施に際して取得した仕様書等、資料その他のものを、複写し、若しくは複製し、又は第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。	2 受注者は、委託業務の実施に際して取得した仕様書等、資料その他のものを、複写し、若しくは複製し、又は第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
(個人情報の取扱い)	(個人情報の取扱い)	(個人情報の取扱い)
第15条 受注者は、委託業務を実施するために個人情報を取り扱う場合は、その取扱いにより個人の権利利益を侵すことのないよう、最大限努めなければならない。	第15条 受注者は、委託業務を実施するために個人情報を取り扱う場合は、その取扱いにより個人の権利利益を侵すことのないよう、最大限努めなければならない。	第15条 受注者は、委託業務を実施するために個人情報を取り扱う場合は、その取扱いにより個人の権利利益を侵すことのないよう、最大限努めなければならない。
2 受注者は、委託業務を処理するために個人情報を収集しようとするときは、あらかじめ、その目的を明確にするとともに、収集する個人情報は、その目的の達成のために必要最小限の範囲内としなければならない。	2 受注者は、委託業務を処理するために個人情報を収集しようとするときは、あらかじめ、その目的を明確にするとともに、収集する個人情報は、その目的の達成のために必要最小限の範囲内としなければならない。	2 受注者は、委託業務を処理するために個人情報を収集しようとするときは、あらかじめ、その目的を明確にするとともに、収集する個人情報は、その目的の達成のために必要最小限の範囲内としなければならない。
3 受注者は、委託業務を実施するために発注者から提供を受けた個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。	3 受注者は、委託業務を実施するために発注者から提供を受けた個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。	3 受注者は、委託業務を実施するために発注者から提供を受けた個人情報の漏えい、滅失又は <b>毀損</b> の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

業務委託契約約款(成果物の製造)【旧】	業務委託契約約款(役務の提供を受けるもの)【旧】	業務委託契約約款【新】
4 受注者は、委託業務を実施するために発注者から個人情報の提供を受けた場合において、契約が終了し、又は解除されたときは、直ちに、これを発注者に返還しなければならない。	4 受注者は、委託業務を実施するために発注者から個人情報の提供を受けた場合において、契約が終了し、又は解除されたときは、直ちに、これを発注者に返還しなければならない。	4 受注者は、委託業務を実施するために発注者から個人情報の提供を受けた場合において、契約が終了し、又は解除されたときは、直ちに、これを発注者に返還しなければならない。
5 受注者は、委託業務を実施するために収集し、又は取得した個人情報を、漏えいし、滅失し、又はき損したときは、直ちに、発注者に報告し、その指示に従わなければならない。	5 受注者は、委託業務を実施するために収集し、又は取得した個人情報を漏えいし、滅失し、又はき損したときは、直ちに、発注者に報告し、その指示に従わなければならない。	5 受注者は、委託業務を実施するために収集し、又は取得した個人情報を、漏えいし、滅失し、又は <b>毀損</b> したときは、直ちに、発注者に報告し、その指示に従わなければならない。
(支給品及び貸与品)	(支給品及び貸与品)	(支給品及び貸与品)
第16条 委託業務の実施のために受注者に支給し、又は貸与する物品等(以下この条において「支給品等」という。)の名称、数量、品質、規格及び性能並びに引渡しの場合及び時期については、仕様書等に定める。	第16条 委託業務の実施のために受注者に支給し、又は貸与する物品等(以下この条において「支給品等」という。)の名称、数量、品質、規格及び性能並びに引渡しの場合及び時期については、仕様書等に定める。	第16条 委託業務の実施のために受注者に支給し、又は貸与する物品等(以下この条において「支給品等」という。)の名称、数量、品質、規格及び性能並びに引渡しの場合及び時期については、仕様書等に定める。
2 受注者は、支給品等の引渡しを受けたときは、遅滞なく、発注者に対し、受領書又は借用書を提出しなければならない。	2 受注者は、支給品等の引渡しを受けたときは、遅滞なく、発注者に対し、受領書又は借用書を提出しなければならない。	2 受注者は、支給品等の引渡しを受けたときは、遅滞なく、発注者に対し、受領書又は借用書を提出しなければならない。
3 受注者は、善良な管理者の注意をもって、支給品等を管理しなければならない。	3 受注者は、善良な管理者の注意をもって、支給品等を管理しなければならない。	3 受注者は、善良な管理者の注意をもって、支給品等を管理しなければならない。
4 受注者は、委託業務を完了したとき、若しくは契約を解除されたとき、又は委託業務の内容が変更されたときは、遅滞なく、不用となった支給品等を発注者に返還しなければならない。	4 受注者は、委託業務を完了したとき、若しくは契約を解除されたとき、又は委託業務の内容が変更されたときは、遅滞なく、不用となった支給品等を発注者に返還しなければならない。	4 受注者は、委託業務を完了したとき、若しくは契約を解除されたとき、又は委託業務の内容が変更されたときは、遅滞なく、不用となった支給品等を発注者に返還しなければならない。
5 受注者は、故意又は過失により、支給品等を滅失し、又はき損したときは、発注者の選択に従い、これに代わる物を納め、若しくは原状に回復し、又はこれらの措置に代え、若しくはこれらの措置とともに、損害を賠償しなければならない。	5 受注者は、故意又は過失により、支給品等を滅失し、又はき損したときは、発注者の選択に従い、これに代わる物を納め、若しくは原状に回復し、又はこれらの措置に代え、若しくはこれらの措置とともに、損害を賠償しなければならない。	5 受注者は、故意又は過失により、支給品等を滅失し、又は <b>毀損</b> したときは、発注者の選択に従い、これに代わる物を納め、若しくは原状に回復し、又はこれらの措置に代え、若しくはこれらの措置とともに、損害を賠償しなければならない。
(履行期間の延長の請求)	(履行期間の延長の請求)	(履行期間の延長の請求)
第17条 受注者は、その責めに帰することができない事由により、履行期間内に委託業務を完了することができないときは、発注者に対し、書面により、その理由を明らかにして、履行期間の延長を請求することができる。	第17条 受注者は、その責めに帰することができない事由により、履行期間内に委託業務を完了することができないときは、発注者に対し、書面により、その理由を明らかにして、履行期間の延長を請求することができる。	第17条 受注者は、その責めに帰することができない事由により、履行期間内に委託業務を完了することができないときは、発注者に対し、書面により、その理由を明らかにして、履行期間の延長を請求することができる。
(委託業務の内容の変更及び一時中止)	(委託業務の内容の変更及び一時中止)	(委託業務の内容の変更及び一時中止)
第18条 発注者は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務の全部若しくは一部の実施を一時的に中止させることができる。	第18条 発注者は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務の全部若しくは一部の実施を一時的に中止させることができる。	第18条 発注者は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務の全部若しくは一部の実施を一時的に中止させることができる。
(履行期間の変更の協議)	(履行期間の変更の協議)	(履行期間の変更の協議)
第19条 履行期間を変更しようとする場合における変更後の履行期間は、発注者及び受注者が協議して定める。ただし、当該協議を開始した日から14日を経過する日(発注者があらかじめ協議の期限を定めた場合にあっては、当該期限)までに協議が調わないときは、発注者が定めるものとする。	第19条 履行期間を変更しようとする場合における変更後の履行期間は、発注者及び受注者が協議して定める。ただし、当該協議を開始した日から14日を経過する日(発注者があらかじめ協議の期限を定めた場合にあっては、当該期限)までに協議が調わないときは、発注者が定めるものとする。	第19条 履行期間を変更しようとする場合における変更後の履行期間は、発注者及び受注者が協議して定める。ただし、当該協議を開始した日から14日を経過する日(発注者があらかじめ協議の期限を定めた場合にあっては、当該期限)までに協議が調わないときは、発注者が定めるものとする。
(委託料の額の変更等)	(委託料の額の変更等)	(委託料の額の変更等)
第20条 前条の規定は、委託料の額を変更しようとする場合について準用する。	第20条 前条の規定は、委託料の額を変更しようとする場合について準用する。	第20条 前条の規定は、委託料の額を変更しようとする場合について準用する。
2 前項に定めるもののほか、この約款の規定に基づく発注者の措置(受注者の責めに帰すべき事由に基因するものを除く。)により、受注者が追加の費用を必要とし、又は損害を受けた場合に発注者が負担すべき額については、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。	2 前項に定めるもののほか、この約款の規定に基づく発注者の措置(受注者の責めに帰すべき事由に基因するものを除く。)により、受注者が追加の費用を必要とし、又は損害を受けた場合に発注者が負担すべき額については、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。	2 前項に定めるもののほか、この約款の規定に基づく発注者の措置(受注者の責めに帰すべき事由に基因するものを除く。)により、受注者が追加の費用を必要とし、又は損害を受けた場合に発注者が負担すべき額については、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。
(臨機の措置)	(臨機の措置)	(臨機の措置)
第21条 受注者は、災害、盗難等の防止のために必要があると認めるときは、その状況に応じた適切な措置(以下この条において「臨機の措置」という。)をとらなければならない。	第21条 受注者は、災害、盗難等の防止のために必要があると認めるときは、その状況に応じた適切な措置(以下この条において「臨機の措置」という。)をとらなければならない。	第21条 受注者は、災害、盗難等の防止のために必要があると認めるときは、その状況に応じた適切な措置(以下この条において「臨機の措置」という。)をとらなければならない。
2 前項の場合において、受注者は、あらかじめ、当該臨機の措置の内容について、発注者の意見を聴かななければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情があるときは、この限りでない。	2 前項の場合において、受注者は、あらかじめ、当該臨機の措置の内容について、発注者の意見を聴かななければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情があるときは、この限りでない。	2 前項の場合において、受注者は、あらかじめ、当該臨機の措置の内容について、発注者の意見を聴かななければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
3 受注者は、第1項の規定により臨機の措置をとったときは、直ちに、その内容を発注者に通知しなければならない。	3 受注者は、第1項の規定により臨機の措置をとったときは、直ちに、その内容を発注者に通知しなければならない。	3 受注者は、第1項の規定により臨機の措置をとったときは、直ちに、その内容を発注者に通知しなければならない。
4 発注者は、災害、盗難等の防止その他契約の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。	4 発注者は、災害、盗難等の防止その他契約の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。	4 発注者は、災害、盗難等の防止その他契約の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
5 発注者は、受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が委託料の額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、当該費用を負担するものとする。	5 発注者は、受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が委託料の額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、当該費用を負担するものとする。	5 発注者は、受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が委託料の額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、当該費用を負担するものとする。
(損害の負担)	(損害の負担)	(損害の負担)
第22条 委託業務の実施に際して生じた損害(次条に掲げる損害を除く。)は、受注者がその費用を負担しなければならない。ただし、当該損害(仕様書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担するものとする。	第22条 委託業務の実施に際して生じた損害(次条に掲げる損害を除く。)は、受注者がその費用を負担しなければならない。ただし、当該損害(仕様書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担するものとする。	第22条 委託業務の実施に際して生じた損害(次条に掲げる損害を除く。)は、受注者がその費用を負担しなければならない。ただし、当該損害(仕様書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担するものとする。
(第三者に与えた損害の負担等)	(第三者に与えた損害の負担等)	(第三者に与えた損害の負担等)
第23条 受注者は、委託業務の実施に際して第三者に損害を与えたときは、当該第三者に対してその損害の賠償をしなければならない。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により生じた損害については、発注者がこれを負担するものとする。	第23条 受注者は、委託業務の実施に際して第三者に損害を与えたときは、当該第三者に対してその損害の賠償をしなければならない。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により生じた損害については、発注者がこれを負担するものとする。	第23条 受注者は、委託業務の実施に際して第三者に損害を与えたときは、当該第三者に対してその損害の賠償をしなければならない。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により生じた損害については、発注者がこれを負担するものとする。
2 発注者及び受注者は、委託業務の実施に際して第三者との間に紛争が生じたときは、相互に協議して、その解決に当たるものとする。	2 発注者及び受注者は、委託業務の実施に際して第三者との間に紛争が生じたときは、相互に協議して、その解決に当たるものとする。	2 発注者及び受注者は、委託業務の実施に際して第三者との間に紛争が生じたときは、相互に協議して、その解決に当たるものとする。
(検査及び引渡し)	(検査)	(検査及び引渡し)
第24条 受注者は、委託業務が完了したときは、直ちに、 <b>発注者に対してその旨を通知して、その成果物について発注者の検査を受けなければならない。</b>	第24条 受注者は、委託業務が完了したときは、直ちに、 <b>仕様書等に定めるところにより、その旨を発注者に通知しなければならない。</b>	第24条 受注者は、委託業務が完了したときは、直ちに、 <b>発注者に対してその旨を通知しなければならない。</b>

業務委託契約約款(成果物の製造)【旧】	業務委託契約約款(役務の提供を受けるもの)【旧】	業務委託契約約款【新】
2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から10日以内に受注者の立会いを求めて <b>成果物に係る</b> 検査を行い、当該検査の結果を受注者に通知（口頭によるものとする。）しなければならない。ただし、発注者がその必要がないと認めるときは、受注者の立会いを求めないで当該検査を行うことができる。	2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、 <b>仕様書等に定めるところにより</b> 、その日から10日以内に受注者の立会いを求めて <b>委託業務の完了を確認するための</b> 検査を行い、当該検査の結果を受注者に通知（口頭によるものとする。）しなければならない。ただし、発注者がその必要がないと認めるときは、受注者の立会いを求めないで当該検査を行うことができる <b>ものとする</b> 。	2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から10日以内に受注者の立会いを求めて <b>委託業務の完了を確認するための</b> 検査を行い、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。ただし、発注者がその必要がないと認めるときは、受注者の立会いを求めないで当該検査を行うことができる。
3 受注者は、正当な理由がなく前項の検査に立ち会わなかったときは、当該検査の結果について異議を申し出ることができない。	3 受注者は、正当な理由がなく前項の検査に立ち会わなかったときは、当該検査の結果について異議を申し出ることができない。	3 受注者は、正当な理由がなく前項の検査に立ち会わなかったときは、当該検査の結果について異議を申し出ることができない。
4 第2項の検査に要する費用は、すべて受注者の負担とする。	4 第2項の検査に要する費用は、すべて受注者の負担とする。	4 第2項の検査に要する費用は、 <b>全て</b> 受注者の負担とする。
5 <b>受注者は、第2項の検査について合格した旨の通知を受けたときは、遅滞なく、当該成果物を発注者に引き渡さなければならない。</b>	5 <b>発注者は、第2項の検査により委託業務の完了を確認した場合において、受注者が委託業務実施報告書、記録簿その他の書類の引渡しを申し出たときは、直ちに、その引渡しを受けなければならない。</b>	5 <b>発注者は、第2項の検査により委託業務の完了を確認した場合において、受注者が成果物又は委託業務実施報告書、記録簿その他の書類の引渡しを申し出たときは、直ちに、その引渡しを受けなければならない。</b>
6 受注者は、第2項の検査に合格しなかったときは、遅滞なく、 <b>修補して</b> 、再度第2項の検査を受けなければならない。この場合においては、前各項の規定を準用する。	6 受注者は、第2項の検査に合格しなかったときは、遅滞なく、 <b>委託業務の全部若しくは一部を再び実施し、又は修補その他発注者が必要と認める措置をとって</b> 、再度第2項の検査を受けなければならない。この場合においては、前各項の規定を準用する。	6 受注者は、第2項の検査に合格しなかったときは、遅滞なく、 <b>委託業務の全部若しくは一部を再び実施し、又は修補その他発注者が必要と認める措置をとって</b> 、発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、前各項の規定を準用する。
(委託料の支払)	(委託料の支払)	(委託料の支払)
第25条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、発注者に対し、委託料の支払を請求することができる。	第25条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、発注者に対し、委託料の支払を請求することができる。	第25条 受注者は、前条第2項（ <b>同条第6項において準用する場合を含む。第3項及び第39条第3項において同じ。</b> ）の検査に合格したときは、発注者に対し、委託料の支払を請求することができる。
2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、適法な請求書を受領した日から30日以内に、当該委託料を受注者に支払わなければならない。	2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、適法な請求書を受領した日から30日以内に、当該委託料を受注者に支払わなければならない。	2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、適法な請求書を受領した日から30日以内に、当該委託料を受注者に支払わなければならない。
3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしなかったときは、当該期間を経過した日から同項の検査をした日までの期間の日数（以下この項において「遅延日数」という。）は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から減ずるものとする。この場合において、当該遅延日数が約定期間の日数を超えた場合における同項の規定による委託料の支払については、約定期間は、当該超えた日に経過したものとみなす。	3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしなかったときは、当該期間を経過した日から同項の検査をした日までの期間の日数（以下この項において「遅延日数」という。）は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から減ずるものとする。この場合において、当該遅延日数が約定期間の日数を超えた場合における同項の規定による委託料の支払については、約定期間は、当該超えた日に経過したものとみなす。	3 <b>発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。</b>
(契約不適合責任)	(契約不適合責任)	(契約不適合責任)
第26条 発注者は、 <b>納入した成果物が</b> 、種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、受注者に対し、 <b>成果物の修補による</b> 履行の追完を請求することができる。	第26条 発注者は、 <b>委託業務の成果が</b> 、種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、受注者に対し、 <b>委託業務の</b> 履行の追完を請求することができる。	第26条 発注者は、 <b>引き渡された成果物が</b> 、種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、受注者に対し、 <b>成果物の修補又は履行の追完</b> を請求することができる。
2 前項の不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、同項の規定による履行の追完を請求することができない。	2 前項の不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、同項の規定による履行の追完を請求することができない。	2 前項の不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、同項の規定による履行の追完を請求することができない。
3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。	3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。	3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
(1) 履行の追完が不能であるとき。	(1) 履行の追完が不能であるとき。	(1) 履行の追完が不能であるとき。
(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。	(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。	(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければならない契約をした目的を達成することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。	(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければならない契約をした目的を達成することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。	(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければならない契約をした目的を達成することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことがあきらかであるとき。	(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことがあきらかであるとき。	(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが <b>明らか</b> であるとき。
4 発注者は、その不適合を知ったときから1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、その不適合を理由として履行の追完、代金の減額、損害 <b>補償</b> 及び契約の解除を請求することができない。	4 発注者は、その不適合を知ったときから1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、その不適合を理由として履行の追完、代金の減額、損害 <b>賠償</b> 及び契約の解除を請求することができない。	4 発注者は、その不適合を知ったときから1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、その不適合を理由として履行の追完、代金の減額、損害 <b>賠償</b> 及び契約の解除を請求することができない。
(受注者の危険負担)		(受注者の危険負担)
第27条 成果物の引渡しの前に、発注者及び受注者の双方の責めに帰することができない事由により当該成果物が滅失し、又はき損したときは、その滅失又はき損は、受注者の負担に帰するものとする。		第27条 成果物の引渡しの前に、発注者及び受注者の双方の責めに帰することができない事由により当該成果物が滅失し、又は毀損したときは、その滅失又は毀損は、受注者の負担に帰するものとする。
(成果物に係る権利)		(成果物に係る権利)
第28条 受注者から引渡しを受けた成果物に係る著作権、特許権その他一切の権利は、 <b>発注者に移転するものとする。</b>		第28条 受注者から引渡しを受けた成果物に係る著作権、特許権その他一切の権利は、 <b>発注者に移転するものとする。</b>
2 受注者は、成果物（委託業務の実施の過程において作成し、又は取得した書類（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）その他の物件を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。		2 受注者は、成果物（委託業務の実施の過程において作成し、又は取得した書類（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
(遅延損害金等)	(遅延損害金等)	
第29条 受注者は、その責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができなかったときは、発注者に対し、損害金を支払わなければならない。	第27条 受注者は、その責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができなかったときは、発注者に対し、損害金を支払わなければならない。	

業務委託契約約款(成果物の製造)【旧】	業務委託契約約款(役務の提供を受けるもの)【旧】	業務委託契約約款【新】
2 前項の損害金の額は、履行期間の末日（履行期間がその末日の午後12時をもって満了する場合は、その翌日）から委託業務を完了した日までの日数に応じ、当該履行の遅滞に係る部分の委託料に相当する額として発注者が定める額につき、算定対象の期間において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率(以下「支払遅延防止法の率」という。)を乗じて計算した額とする。	2 前項の損害金の額は、履行期間の末日（履行期間がその末日の午後12時をもって満了する場合は、その翌日）から委託業務を完了した日までの日数に応じ、当該履行の遅滞に係る部分の委託料に相当する額として発注者が定める額につき、算定対象の期間において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率(以下「支払遅延防止法の率」という。)を乗じて計算した額とする。	
3 受注者は、発注者の責めに帰すべき事由により第25条第2項の規定による委託料の支払が同項の期限までになかったときは、発注者に対し、当該期限の翌日から支払のあった日までの日数に応じ、当該支払が遅延した金額につき、算定対象の期間において適用される支払遅延防止法の率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。	3 受注者は、発注者の責めに帰すべき事由により第25条第2項の規定による委託料の支払が同項の期限までになかったときは、発注者に対し、当該期限の翌日から支払のあった日までの日数に応じ、当該支払が遅延した金額につき、算定対象の期間において適用される支払遅延防止法の率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。	
(発注者の催告による解除権)	(発注者の催告による解除権)	(発注者の催告による解除権)
第30条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。	第28条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。	第29条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
(1) 正当な理由がないのに、委託業務に着手すべき期日を経過してもなお委託業務に着手しないとき。	(1) 正当な理由がないのに、委託業務に着手すべき期日を経過してもなお委託業務に着手しないとき。	(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
(2) 履行期間内に業務が完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務が完了する見込みがないと認められるとき。	(2) 履行期間内に業務が完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務が完了する見込みがないと認められるとき。	(2) 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
(3) 正当な理由なく、第26条第1項の履行の追完がなされないとき。	(3) 正当な理由なく、第26条第1項の履行の追完がなされないとき。	(3) 正当な理由なく、第26条第1項の履行の追完がなされないとき。
(4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。	(4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。	(4) 正当な理由なく第13条第1項に規定する報告資料若しくは報告書の提出に応じず、又は調査に協力しないとき。
		(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
(発注者の催告によらない解除権)	(発注者の催告によらない解除権)	(発注者の催告によらない解除権)
第31条 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。	第29条 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。	第30条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
(1) 受注者がこの契約の業務委託を完了させることができないことが明らかであるとき。	(1) 受注者がこの契約の業務委託を完了させることができないことが明らかであるとき。	(1) 第5条の規定に違反したとき。 (2) 業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
		(3) 引き渡された成果物に契約不適合がある場合において、その不適合が成果物を棄却した上で再び作成しなければ、契約の目的を達成することができないものであると
(2) 受注者がこの契約の業務委託の完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。	(2) 受注者がこの契約の業務委託の完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。	(4) 受注者が債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
(3) 受注者が債務の履行の一部が不能である場合、又はその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、履行された部分のみでは契約をした目的を達成することができないとき。	(3) 受注者が債務の履行の一部が不能である場合、又はその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、履行された部分のみでは契約をした目的を達成することができないとき。	(5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
(4) この契約の業務委託の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達成することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。	(4) この契約の業務委託の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達成することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。	(6) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
(5) 前各号に掲げる場合のほか、発注者が前条の規定による催告をしても契約をした目的を達成するに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。	(5) 前各号に掲げる場合のほか、発注者が前条の規定による催告をしても契約をした目的を達成するに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。	(7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
		(8) 受注者が第33条又は第34条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
		第30条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
(6) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項若しくは第2項(第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令を受け、当該命令が確定したとき。	(6) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項若しくは第2項(第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令を受け、当該命令が確定したとき。	(1) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(以下この号及び次項において単に「排除措置命令」という。)を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
(7) 独占禁止法第7条の2第1項(同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による命令を受け、当該命令が確定したとき。	(7) 独占禁止法第7条の2第1項(同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による命令を受け、当該命令が確定したとき。	(2) 受注者が、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令(以下この号及び次項において単に「納付命令」という。)を受け、当該納付命令が確定したとき。
(8) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条の罪により刑に処せられたとき。	(8) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条の罪により刑に処せられたとき。	(3) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑に処せられたとき。
		2 発注者は、排除措置命令又は納付命令が受注者でない者に対して行われた場合であって、これらの命令において、この契約に関し受注者の独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされ、これらの命令が確定したときは、契約を解除することができる。
		3 第37条第2項及び第6項の規定は、前2項の規定により契約を解除した場合について準用する。
		第30条の3 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

業務委託契約約款(成果物の製造)【旧】	業務委託契約約款(役務の提供を受けるもの)【旧】	業務委託契約約款【新】
(9) 役員等（受注者が個人である場合にあってはその者を、受注者が法人である場合にあってはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務委託に係る契約を締結する権限を有する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団（以下単に「暴力団」という。）に協力し、若しくは関与している者（以下この条においてこれらを「暴力団員等」という。）であると認められるとき。	(9) 役員等（受注者が個人である場合にあってはその者を、受注者が法人である場合にあってはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務委託に係る契約を締結する権限を有する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団（以下単に「暴力団」という。）に協力し、若しくは関与している者（以下この条においてこれらを「暴力団員等」という。）であると認められるとき。	(1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、 <b>集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織</b> （以下「暴力団」という。）の <b>関係者</b> （以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。
		(2) 役員等が、暴力団、 <b>暴力団関係者、暴力団関係者</b> が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる <b>法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と</b> 非難されるべき関係を有していると認められる <b>法人若しくは組合等</b> を利用するなどしていると認められるとき。
(10) 役員等が、暴力団等（暴力団及び暴力団員等が経営を実質的に支配し、又はこれに関与していると認められる法人、組合その他の団体をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員等に資金その他の財産上の利益を提供し、又はこれらのものに便宜を供与することにより、積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。	(10) 役員等が、暴力団等（暴力団及び暴力団員等が経営を実質的に支配し、又はこれに関与していると認められる法人、組合その他の団体をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員等に資金その他の財産上の利益を提供し、又はこれらのものに便宜を供与することにより、積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。	(3) 役員等が、暴力団、 <b>暴力団関係者又は暴力団関係者</b> が経営若しくは運営に <b>実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等</b> に対して、 <b>資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に</b> 暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
(11) 役員等が、暴力団等、暴力団員等、又はこれらのものが経営若しくは運営に実質的に関与し、若しくはこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人、組合その他の団体であることを知りながら、これらのものの威力を利用していると認められるとき。	(11) 役員等が、暴力団等、暴力団員等、又はこれらのものが経営若しくは運営に実質的に関与し、若しくはこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人、組合その他の団体であることを知りながら、これらのものの威力を利用していると認められるとき。	
(12) 役員等が、暴力団等又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	(12) 役員等が、暴力団等又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	(4) <b>前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と</b> 社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
(13) 受注者の生計の維持又は経営に暴力団等又は暴力団員等の実質的な関与があると認められるとき。	(13) 受注者の生計の維持又は経営に暴力団等又は暴力団員等の実質的な関与があると認められるとき。	(5) <b>受注者の経営に暴力団関係者の</b> 実質的な関与があると認められるとき。
		(6) <b>暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に委託料債権を譲渡したとき。</b>
(14) 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方が第8号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者との契約を締結したと認められるとき。	(14) 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方が第8号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者との契約を締結したと認められるとき。	(7) 再委託契約その他の契約に <b>当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。</b>
(15) 受注者が、第8号から第12号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。	(15) 受注者が、第8号から第12号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。	(8) 受注者が、 <b>第1号から第5号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。</b>
		<b>2 第37条第2項及び第6項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。</b>
(契約が解除された場合の違約金)	(契約が解除された場合の違約金)	
第32条 第30条又は前条の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、違約金として、委託料の額の10分の1に相当する額を、発注者が指定する期限までに支払わなければならない。	第30条 第28条又は前条の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、違約金として、委託料の額の10分の1に相当する額を、発注者が指定する期限までに支払わなければならない。	
2 発注者は、前項に規定する場合において、受注者が契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供をしているときは、当該契約保証金又は担保をもって、同項の違約金に充当することができる。	2 発注者は、前項に規定する場合において、受注者が契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供をしているときは、当該契約保証金又は担保をもって、同項の違約金に充当することができる。	
3 前2項の違約金は、損害賠償の額の予定又はその一部と解釈しないものとする。	3 前2項の違約金は、損害賠償の額の予定又はその一部と解釈しないものとする。	
4 受注者は、第30条又は前条の規定により発注者が契約を解除したことに起因して損害を受けることがあっても、その損害の賠償を発注者に請求することができない。	4 受注者は、第28条又は前条の規定により発注者が契約を解除したことに起因して損害を受けることがあっても、その損害の賠償を発注者に請求することができない。	
		(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)
		第31条 第29条又は第30条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第29条又は第30条の規定による契約の解除をすることができない。
(発注者の事由による契約解除)	(発注者の事由による契約解除)	(発注者の <b>任意解除権</b> )
第33条 第30条又は第31条に規定するもののほか、発注者は、委託業務が完了するまでの間に、やむを得ない事由が生じたときは、契約を解除することができる。	第31条 第28条又は第29条に規定するもののほか、発注者は、委託業務が完了するまでの間に、やむを得ない事由が生じたときは、契約を解除することができる。	第32条 発注者は、業務が完了するまでの間は、 <b>第29条から第30条の3までの規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。</b>
2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合においては、損害賠償の額は、発注者及び受注者が協議して定める。	2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合においては、損害賠償の額は、発注者及び受注者が協議して定める。	2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を <b>及ぼした</b> ときは、その損害を賠償しなければならない。
		(受注者の催告による解除権)
		第33条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
(受注者の解除権)	(受注者の解除権)	(受注者の <b>催告によらない解除権</b> )
第34条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。	第32条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。	第34条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、 <b>直ちにこの契約を解除</b> することができる。
(1) 発注者が契約の内容を変更したことにより、委託料の額が当初の委託料の額の3分の1に相当する額に満たないこととなったとき。	(1) 発注者が契約の内容を変更したことにより、委託料の額が当初の委託料の額の3分の1に相当する額に満たないこととなったとき。	(1) <b>第18条の規定により契約の内容を変更したため委託料が3分の2以上減少したとき。</b>

業務委託契約約款(成果物の製造)【旧】	業務委託契約約款(役務の提供を受けるもの)【旧】	業務委託契約約款【新】
(2) 発注者が契約に違反したことにより契約を履行することができなくなったとき。	(2) 発注者が契約に違反したことにより契約を履行することができなくなったとき。	(2) 第18条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるとときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
2 受注者は、前項の規定により契約を解除したときは、発注者に対し、その損害の賠償を請求することができる。この場合においては、前条第2項後段の規定を準用する。	2 受注者は、前項の規定により契約を解除したときは、発注者に対し、その損害の賠償を請求することができる。この場合においては、前条第2項後段の規定を準用する。	
		(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)
(契約の解除に伴う措置)	(契約の解除に伴う措置)	第35条 第33条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができな
第35条 受注者は、契約が解除された場合は、遅滞なく、当該解除の日までに実施した委託業務の内容を、発注者に報告しなければならない。	第33条 受注者は、契約が解除された場合は、遅滞なく、当該解除の日までに実施した委託業務の内容を、発注者に報告しなければならない。	(解除に伴う措置) 第36条 発注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分（以下この項及び第4項において「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する委託料（次項において「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。
2 発注者は、前項の規定による報告を受けたときは、当該報告を受けた日から10日以内に検査を行い、当該検査に合格した部分に相当する委託料の額を確定するものとする。	2 発注者は、前項の規定による報告を受けたときは、当該報告を受けた日から10日以内に検査を行い、当該検査に合格した部分に相当する委託料の額を確定するものとする。	2 前項の既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
3 第25条第2項の規定は、前項の規定により確定された委託料の支払について準用する。	3 第25条第2項の規定は、前項の規定により確定された委託料の支払について準用する。	3 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失し、又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
		4 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、業務の実施場所に受注者が所有又は管理する成果物（未完成のものを含み、第1項に規定する検査に合格した既履行部分に該当するものを除く。）、業務の用に供する機器、仮設物その他の物件（第6条ただし書の規定により、受注者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件及び貸与品等のうち故意又は過失によりその返還が不可能となったものを含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
		5 前項に規定する撤去又は原状回復若しくは取片付けに要する費用（以下この項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ当該各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。
		(1) 成果物に関する撤去費用等 契約の解除が第29条から第30条の3までの規定による場合は受注者が負担し、第32条から第34条までの規定による場合は発注者が負担する。
		(2) 調査機械器具、仮設物その他の物件に関する撤去費用等 受注者が負担する。
		6 第4項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の撤去又は作業現場の原状回復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の原状回復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は原状回復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等（前項第1号の規定により発注者が負担する業務の成果物に係るものを除く。）を負担しなければならない。
		7 第3項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第29条から第30条の3までの規定による場合は発注者が定め、第32条から第34条の規定による場合は受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、同項後段及び第4項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
		8 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。
		(発注者の損害賠償請求等)
		第37条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
		(1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
		(2) 成果物に契約不適合があるとき。
		(3) 第29条又は第30条の規定により、成果物の完成後にこの契約が解除されたとき。
		(4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
		2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
		(1) 第29条又は第30条の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。

業務委託契約約款(成果物の製造)【旧】	業務委託契約約款(役務の提供を受けるもの)【旧】	業務委託契約約款【新】
		(2) 業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
		3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
		(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
		(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
		(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
		4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
		5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、遅延日数に応じ、算定対象の期間において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率(以下「支払遅延防止法の率」という。)を乗じて計算した額とする。
		6 第2項の場合において、受注者が契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供をしているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって、同項の違約金に充当することができる。 (受注者の損害賠償請求等)
		第38条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
		(1) 第33条又は第34条の規定によりこの契約が解除されたとき。
		(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
		2 第25条第2項の規定による委託料の支払が遅れた場合において、受注者は、未受領金額につき遅延日数に応じ、算定対象の期間において適用される支払遅延防止法の率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。 (損害金の予定)
		第39条 発注者は、第30条の2第1項及び第2項の規定により契約を解除することができる場合においては、契約を解除するか否かにかかわらず、委託料の10分の2に相当する金額の損害金を発注者が指定する期間内に支払うよう受注者に請求するものとする。
		2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に定める金額を超える場合において、発注者が当該超える金額を併せて請求することを妨げるものではない。
		3 前2項の規定は、第24条第2項の規定による検査に合格した後も適用されるものとする。 (保険)
		第40条 受注者は、仕様書等に基づき保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。 (賠償金等の徴収)
(相殺)	(相殺)	第41条 発注者は、この契約に基づく受注者の賠償金、損害金又は違約金と、発注者の支払うべき委託料とを相殺することができるものとし、なお賠償金等に不足があるときは受注者に対し追徴するものとする。 (専属的管轄裁判所の合意)
第36条 発注者は、この契約の規定に基づいて受注者が支払うべき損害賠償金、遅延損害金及び違約金（以下この条において「損害賠償金等」という。）があるときは、当該損害賠償金等と発注者が支払うべき委託料とを相殺することができる。	第34条 発注者は、この契約の規定に基づいて受注者が支払うべき損害賠償金、遅延損害金及び違約金（以下この条において「損害賠償金等」という。）があるときは、当該損害賠償金等と発注者が支払うべき委託料とを相殺することができる。	第42条 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、広島地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。 (情報通信の技術を利用する方法)
(専属的管轄裁判所の合意)	(専属的管轄裁判所の合意)	第43条 この約款において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法）を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。 (疑義の解決等)
第37条 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。	第35条 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。	第44条 この約款に定める事項について疑義が生じた場合又はこの約款に定めのない事項で必要がある場合は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。
(疑義の解決等)	(疑義の解決等)	
第38条 この約款に定める事項について疑義が生じた場合又はこの約款に定めのない事項で必要がある場合は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。	第36条 この約款に定める事項について疑義が生じた場合又はこの約款に定めのない事項で必要がある場合は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。	